

平成27年2月2日

佐賀県交通政策部空港課及び関係事業者 各位

福岡入国管理局佐賀出張所
長崎税関三池税関支署久留米出張所
福岡検疫所
動物検疫所門司支所福岡空港出張所
門司植物防疫所福岡支所伊万里出張所

佐賀空港におけるビジネスジェット就航に係るC I Qへの事前連絡について

ビジネスジェット（※）の利用にあたっては、平成20年4月「地方空港における国際チャーター便就航の手続き」に基づき、運航者又はそのハンドリング会社（以下「運航者等」という。）から各C I Q事務所に対して運航計画をご連絡いただくこととなっておりますが、今般、佐賀空港においては、国土交通省に対する有償運送の許可申請と並行して、運航予定期日の原則3日前（商用のため緊急やむを得ない事情がある場合は24時間前）までに運航者等から各C I Q事務所にご連絡いただければ対応することとしましたので、お知らせします。

なお、本取扱については、本信発出後から適用することとします。

※ 商用目的で本邦に入国する個人若しくは商用目的で本邦に入国する法人の役員（これらの者に随行する者を含む。）のみの運送をするもの

（以上）